

道路交通振動の限度（要請限度）

（昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号）

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔 午前 7 時から 午後 7 時まで 〕	夜 間 〔 午後 7 時から 午前 7 時まで 〕
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル